

松浦市監査委員公表第4号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月26日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 川下 高広

措置通知書

農業委員会事務局

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>1.収入事務</p> <p>【検討事項】</p> <p>ア.松浦市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づき実施したあっせんによる農地の売買成立後の手続きとして、農地の所有権移転を行う場合の所得税の特別控除、登録免許税及び不動産取得税の軽減を受けるための証明書を発行しているが、証明に伴う手数料は徴収されていない。松浦市手数料条例別表第1の「その他の諸証明手数料」に該当するものとして1件につき300円を徴収すべきと考えられることから、証明手数料の徴収を検討されたい。</p>	<p>ご指摘の点については、次年度から証明手数料を徴収するよう検討いたします。</p>